

令和7年度第1回小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（要録）
（通算第65回）

- 1 開催日時 令和7年6月30日（月曜日）午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 昼間守仁会長、下重直樹委員、安保克也委員、井上与一委員、田澤健治委員、上村護委員、鈴木久和委員
 - (2) 事務局 小柳課長、飯田係長、飯坂主任、石橋主任（総務課）
 - (3) 関係課 増原課長、宮本課長補佐、久保江係長（情報政策課）
- 4 傍聴者 なし
- 5 会次第
 - (1) 議事
 - ① 情報公開制度実施状況（令和6年度）について（報告）
 - ② 個人情報保護制度運用状況（令和6年度）について（報告）
 - ③ 保有個人情報取扱事務について（報告）
 - ④ 特定個人情報保護評価について（報告）
 - (2) その他
- 6 内容（要録）
 - (1) 情報公開制度実施状況（令和6年度）について（報告）
＝事務局から報告＝
 - (2) 個人情報保護制度運用状況（令和6年度）について（報告）
＝事務局から報告＝
 - (3) 保有個人情報取扱事務について（報告）
＝事務局から報告＝

会長 報告は終わりました。ここまでの件について、御質問はありますか。

事務局 事前に、●●委員からいくつか御質問をいただいておりますので、事務局から回答いたします。御質問の内容は、まず「242番について、非公開（存否）とはどういう意味か。また、非公開理由は何か。」、次に「268番について、業者

との契約書がなぜ不存在なのか。契約自体が存在しないのか。」、次に「382番について、公募プロポーザル参加業者の得点内訳が存在となっているが、得点内訳（得点表）を作らずに、どうやって審査を行ったのか。本当に得点内訳は不存在なのか。」、次に「707番についても、契約書がなぜ不存在なのか。契約自体が存在しないのか。」、次に「1355番の体罰アンケート（●●●●分）が非公開（存否）なのに、1356番の体罰アンケートが存在するのはなぜか。」、次に「1363番についても、契約書類など関係書類一式がなぜ不存在なのか。契約自体が存在しないのか。」、次に「1377番について、不存在というのは、廃棄したということか。」、最後に「資料5の52番から58番までについて、52番から54番まで、委員会の資料が部分開示となっているので、委員会は開催されていると思うが、55番から58番までで当該委員会の会議録が存在となっているのはなぜか。委員会を開催しても会議録を作成していないということか。」というものでした。

まず、情報公開請求につきまして、資料2の12ページ、242番の請求に関するのですが、2024年●●●●の虐待に関する資料全て、という請求に対して、決定の内容は非公開の存否応答拒否としております。非公開の存否応答拒否の意味は、先ほどの報告の中でも申し上げましたが、請求のあった情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開してしまうことにつながる場合に、情報の存否を明らかにしないで、請求を拒否するための決定の仕方でございます。

本件につきましては、請求者本人の情報を請求しているものではなく、他人の情報を請求しているものでございます。そういった場合に非公開といたしますと、文書は存在するけれども、公開はしないという形になってしまいます。情報があるかないか、それ自体を伝えられないケースでございますので、この請求事案につきましては、存否応答拒否という決定をいたしました。

続きまして、13ページ目268番の件でございます。こちらは指導課の案件として、教師用指導書についての契約に関する文書を公開請求したということで、そのうち、2015年度に小平市が議会承認を経ない状態で購入した小学校「教師用指導書」に関する以下の文書及び電磁的記録ということで、指導課長が作成した契約書及び起案文書、それと契約書に関して小平市と業者との間で取り交わした契約書について、不存在という決定をしております。こちらにつきましては、5年保存の文書としておりまして、請求時点で既に保存年限を経過しており、廃棄しているため、不存在の決定をしたものでございます。

続きまして、19ページ目の382番でございます。こちらは請求の内容が小平第十三小学校等複合施設の整備に関する設計業務委託のプロポーザルの事案について、不存在といたしました382番については、そのうちの一次審査の参加業者の各項目の得点内訳についての資料を不存在という決定をしたものでございます。こちらがなぜ存在しないのかと申しますと、プロポーザルの案件につきましては、事

案ごとに実施要領を策定して、これに基づき、手続を進めていくこととなりますが、この案件につきましては、4社以上の参加があった場合に、一次審査を実施する手続の手順になっております。しかし、提案書の提出があった業者が、2社だったため、一次審査自体を実施していないことから、書類が存在しないということで、不存在の決定をしております。

なお、二次審査につきましては、業者ごとに点数を付けておりますので、380番で、公開をしております。

続きまして、32ページの707番の案件は、請求の内容が、新型コロナウイルスワクチンの分配業務に係る契約書でございますが、そのうちの令和2年度分と令和6年度分については、契約自体を行っていないことから、不存在と決定したものでございます。契約を行っている令和3年度から令和5年度までにつきましては、703番から705番までで、公開をしております。

続きまして、59ページの1355番と1356番の案件でございます。こちらにつきましては、1つの請求に対して2つの決定をしております。存否応答拒否と不存在という決定をしております。まず、1355番の存否応答拒否で非公開の決定をしたものから説明いたします。2018年に小平第十一小学校が独自に実施した体罰アンケート（●●●●分）という請求に対して、請求者本人ではない生徒のアンケートについて、請求したものでございますので、この情報自体があるかないかをお伝えできないということで、存否応答拒否で非公開決定をしているものでございます。

一方で、1356番については、特定の個人を対象とした請求ではなく、一般的なアンケートを対象としておりますので、存否応答拒否ではなく、文書自体があれば公開か非公開の決定をしていくものですが、こちらにつきましては、保存期間が経過しているということで、不存在の決定をしているものでございます。

続きまして、60ページ目の1363番の案件でございます。こちらは小平市契約検査課が保有する以下の文書ということで、鷹の台駅前広場に関連する資料が請求されておりますが、それに対して不存在という決定をしております。こちらについては、契約自体が存在しないのかという御質問でございますが、対象になっている陥没修繕に関する工事を契約検査課で契約を行っていないため、不存在という決定をしております。

なお、小平市契約検査課が保有するという限定された請求でございましたので、契約検査課では保有していないといった決定をしておりますが、この陥没修繕に関する契約を実際には下水道課で契約しております。別途、1139番から1141番までで下水道課に請求を受けまして、その請求に対しては、公開決定をしております。

情報公開に対する最後の御質問ですが、61ページ目の1377番でございます。

こちらにも不存在という決定をしております。こちらについては、請求内容が3つに分かれておりまして、まず、(1)竹田教諭への指導記録（十一小及び指導課が指導）（確認票平成30年10月17日から平成31年3月22日を除く）（保護者会でシングルマザーに挙手を求めるなど保護者に関するものも含むすべて）という請求については、もう既に平成30年10月17日から平成31年3月22日までのものについては、公開を行っております、それ以外の指導記録を作成していないということから、存在しないということ、不存在としております。(2)と(3)につきましても、請求に書かれている対象期間のものについては、対象文書が存在しないということから、不存在の決定をしております。

情報公開請求の御質問については、以上になりまして、資料5の個人情報の開示請求の御質問に移りますが、4ページ目にあります、52番から58番までの請求に関する御質問でございます。

こちらにつきましては、教育委員会のいじめ問題対策委員会の会議録と会議資料が請求の対象となっております。それに対しまして、51番の令和5年度第4回目の委員会の会議録につきましては、請求時点で作成されておりましたので、個人情報等を除いた部分について、部分開示をしております。

一方で、55番から58番までは、それ以降の会議の会議録でございます。令和5年度第5回目から令和6年度第2回目までの会議録につきましては、不存在という決定をしておりますが、請求時点において、まだ会議録が作成されていなかったことから、不存在の決定をしております。

なお、52番から54番までの会議資料につきましては、会議をした時点で会議資料が存在しておりますので、それぞれ部分開示をしております。

以上でございます。

委員 丁寧に御回答いただき、ありがとうございます。

最後の会議録について、例えば請求した時点で作っていないというものは、作った時には公開するものなのでしょうか。

事務局 こちらのいじめ問題対策委員会の会議録につきましては、作成時点で当事者にも情報提供しながら作成していくものでございますので、当然、できあがった時点で当事者に情報をお渡ししているとは思いますが、一般的に公表するものではないので、ホームページ等で公表はしていません。

委員 私の質問の仕方が良くなかったかもしれませんが、請求したときに不存在だったものがあって、ただそれは後日文書を作ると思うのですが、それは、後日作った時に、請求した人に開示するのでしょうか。あるいは、また改めて開示を請求し直さなければいけないのでしょうか。

事務局 失礼しました。文書があるかないか、文書を特定するというのは、飽くまでも請求時点におけるものでございますので、作成された時点で、再度請求してい

ただくこととなります。

委員 ありがとうございます。

事務局 続きまして、事前にいただいております●●委員の御質問に回答いたします。御質問の内容は、まず「公開、非公開、一部公開などの判断基準は、その担当部署に任されているのか。」、次に「公開請求に対して、不存在としているものについて、請求者はそれなりの裏とか確信をもって請求しているのではないかと思うのだが、請求者からクレームは発生していないのか。」、次に「請求件数について、道路課と公共工事担当課長が顕著に多いが、本年度の特殊なものなのか。」、次に「資料3の過年度と比して請求件数が断トツに増えている要因は何か。その中で公開比率が15パーセントと低く、その反面として、一部公開が80パーセントと例年よりも多いのはなぜか。」、最後に「資料2の203番から228番までについて、公告資料と見積調書が不存在となっているのはなぜか。」というものでした。

まず、一般的な考え方となりますが、公開、非公開、一部公開などの判断基準については、その担当部署に任されているかという御質問ですが、公開決定や非公開決定について、文書を保有している主管課で起案し、決定することになっております。その判断の基準につきましては、情報公開については小平市情報公開条例の手引、保有個人情報の開示請求については小平市個人情報保護制度事務の手引というものを総務課で作成しております。これが行政手続法や行政手続条例上の審査基準という位置付けになっておりまして、その手引の中で非公開とする情報が列挙しておりまして、どういう風に解釈をして、条文を適用するのか、という判断基準を全庁的に統一したもので判断を行っておりますので、判断基準が担当部署に任されているということではなくて、飽くまでも小平市で統一した基準に基づいて、各課が決定をしております。

続いて、情報公開請求で令和6年度は、不存在が多くなっているということですが、請求者がある程度文書があるという前提で請求をしてきているのではないかという御質問ですが、こちらにつきましては、請求者と請求時点で担当部署の担当者が文書の特定をするために調整等は随時行っております。令和6年度の請求の特徴として、かなり細かい部分の請求を受けておりまして、一例を申し上げますと、窓口で担当者がやり取りの発言をした根拠となる資料はどういったものか等、内容が細かい請求がありまして、そういったものが請求されますと、その発言一つ一つの根拠というのは、なかなか全て文書化されているものは存在しませんので、そういったものに対しての不存在の決定が令和6年度多くなっていた状況でございます。基本的には、請求者とやり取りをして、できる限り不存在が出ない形となるよう、努めております。

続きまして、請求件数について、道路課と公共工事担当課長の案件がかなり多くなっていたということについて、令和6年度に限った特殊なものなのかという御

質問でございます。こちらにつきましては、議会の一般質問等でも質問が出ておりまして、対象の鷹の台駅前広場整備工事について、関心が強い特定の複数の方がいらっしやいまして、令和6年度の請求件数がかかなり多く、さらにその請求の中でも、繰り返し同じような文書を対象として請求する請求の仕方や、文言を変えて繰り返し請求するようなことが多かったので、令和6年度はかなり多くなったかと思いません。この流れはまだ令和7年度でも続いておりますが、ある程度、資料は出し切っておりますので、件数としては下がるものと推測してございます。

続いて、資料3の情報公開請求の公開率を出しているものでございますが、令和6年度につきましては、御報告したとおり3,311件の請求、これは飽くまでも請求書の枚数ではなくて、対象となった公文書の件数でございます。3,311件のうち、498件が全部公開、一部公開が2,704件ということで、件数だけ見ますと、一部公開が多くなっておりますが、こちらは2,704件のうち、道路課のメールを対象とした請求がございまして、1つの請求に対して、1,886件のメールを一部公開として出しております。それが大きな要因となっており、一部公開の件数が多くなっております。ただ、他の市町村や国もそうですが、公開率の計算をしていく中で、一部公開というのは、個人情報や行政運営情報に当たるもので、恣意的に非公開としているものではございませんので、市の公開率の算定としましては、資料3に公開率の計算式があるように、全部公開としたものと一部公開としたものを合わせて公開という考え方を採っております。この計算式に基づいて計算しますと、公開率としては、令和6年度99.6パーセントと、直近5年間の中でも一番高い公開率となっております。

最後に、資料2の11ページ目、203番から228番までの件でございます。こちらの請求の内容は、次に掲げる建物建設時の公告資料（入札参加条件が分かる資料）、見積調書、施工会社及び設計会社が分かる資料ということで、(1)から(8)までの各建物のものとなっております。そのうち、213番から220番までは、不存在ということで、こちらの公告資料につきましては、当時は指名競争入札によって行っていたことから、公告自体を行っていないことによって、そもそも文書が存在しないことから、不存在としたものです。221番から227番までの不存在につきましては、見積調書の保存期間を既に経過しているもので、廃棄済みということから不存在としたものです。最後の228番の不存在につきましては、健康福祉事務センターを市が設計したことから、設計会社が分かる資料は、存在しないものでございます。

委員 ありがとうございます。

資料1で教育委員会の指導課が144件で、いじめの問題が多いと思うのですが、これは前年と比べたら増えているのでしょうか。毎年この位でしょうか。

事務局 前年の令和5年度につきましては、全てがいじめの問題の事案ではないか

もしれませんが、指導課は124件でございました。ちなみに、令和4年度につきましては、指導課は65件。ここ2、3年で増えてきている傾向にございます。

委員 先ほど御説明いただいた不存在や非公開といろいろあると思いますが、それを受けた請求者が何回も何回も同じものを請求してくるといった、そういったこともあるんですか。

事務局 そういった傾向は、確かにございます。

委員 これだけの件数を対応するのも大変だと思って。ありがとうございます。

委員 資料2の250番の請求事案ですが、請求の内容を拝見いたしますと、投票所で発生した事件に関し、小平市選挙管理委員会が保管する金子椋、杉崎義治及び諸岡庸介が提出した報告書とあるのですが、この金子さん、杉崎さん、諸岡さんというのは、私人ですか。ではなくて、候補者ですか。

事務局 こちらは、当時投票所の事務に従事していた市の職員でございます。

委員 市の職員も公開請求があった際に、氏名を公表するランクの職員とそうでない職員とあると思うのですが、このお三方は皆さん公開請求があった際は、名前を出す役職の職員ですか。この資料自体が公表されるものなので、私人の場合は基本的に情報を伏せられていると思うのですが、職員でも国だと係長より下だと基本的に名前を出さない運用となっていたと思うのですが、自治体も大体同じだと思うのですが、このお三方も場合によっては、保護をしなくてはならない対象かとは思いますが、学校の校長先生等は、隠せないとは思いますが。

事務局 国では管理職以上を公表するといったことを把握しているのですが、当市の場合は、今のところ、管理職に限らず一般職についても、情報公開請求上は公務員の氏名といったものは、公開をする形で取り扱っております。

委員 採用1年目の係員さんから名前が出るわけですね、厳しいですね。分かりました、ありがとうございます。透明性は高いので、良いとは思いますが。

会長 この大量の請求があった案件の背景というか、理由のようなもの、皆さん気になっているとは思いますが、何か事情があったのかなど、お話しいただけるものでしょうか。

あと、実質的に公開請求をした方は、実際には1人2人ということなのか、3,000件だから3,000人というものでもないと思いますが、何人位なのでしょう。

最後に、例えばこういった請求があつて、納得できないということで、裁判になったケースはあるのでしょうか。

事務局 1点目の大量請求に至る背景でございますが、先ほどの報告で申し上げたとおり、鷹の台駅前広場整備といじめ問題が主なものでございまして、これらに対しては議会でも御質問をいただくようなケースで、これが継続して一般質問等に取り上げられておりまして、全体というよりも、特定の方の関心が高いということで、

それに対して情報公開請求がなされている状況がございます。

2点目の公開請求の対象者数については、細かくは出しておりませんが、その事案に関心のある複数の関心の高い方からの請求が多いという傾向がございます。そこが令和6年度の特徴と捉えております。

最後に、裁判等についてですが、●●委員からもございましたが、その後にクレームにつながるようなケースということで、御意見を窓口等でいただくこともあれば、処分自体について審査請求という形になるケースもございます。訴訟に至ったケースは、ございません。

会長 ありがとうございます。大体事情は分かりました。私の方は、以上でございます。

委員 請求をする場合に、理由や目的を書くことはあるのでしょうか。それとも、ただ請求しますというだけで答えるのでしょうか。鷹の台駅のことも、なぜその人はそれを知りたいのか、それをはっきり言わないと、ただ請求されたから出すものなのでしょうか。

事務局 情報公開の請求書には、請求者が公開を希望する文書の用途について、記載をする欄はございません。条例上も何人も請求することができると書いてありますので、そこについては、こういう理由だからということ特定することは難しい状況でございます。

委員 そうすると、その件で多数の請求を、例えば1人の人が出してくると、複数人じゃなくて、すごい大変だなと。

会長 世田谷区でしたか、大量の請求があって、事務が停滞してしまって、確か有料化したといった話があるのですが、事務的にはかなり溜まっていると思います、これだけの件数があれば。

事務局 先ほど申し上げたところと重なりますが、何人も請求できるということもございますので、我々としては、請求が出された場合につきましては、できる限りその文書の特定をして、公開の可否を判断し、決定をするということをして、全ての請求に対して行わなければならないので、この点に関して事務が増えているということは、文書を所管する課もそうですし、助言をする総務課についても増えているということは事実でございます。用途が分からないので、市を意図的に混乱させたい、事務処理のミスを誘発させるといった意図があるかまでは、判断が付きにくいものです。

会長 他に何かございますか。なければこの案件については、終了とさせていただきます。

(4) 特定個人情報保護評価について（報告）

会長 次に、議事の4番目「特定個人情報保護評価について」の報告となります。

なお、審議会条例第6条に、「審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる」とありますので、説明のため、担当課職員を本会議に出席させることについて、皆様よろしいでしょうか。

＝異議なし＝

それでは、そのように決定します。

報告内容について、担当課から説明をお願いします。

情報政策課 それでは、特定個人情報保護評価について、御報告させていただきます。資料12「特定個人情報保護評価の概要 抜粋版」を御覧ください。

こちらの資料は、個人情報保護委員会作成の資料を基に情報政策課で作成したのになります。

1 ページ目 特定個人情報保護評価の意義を御覧ください。

特定個人情報保護評価は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度における制度面の保護措置の一つとなります。

特定個人情報ファイルの適正な取扱いを定めることにより、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するとともに、地方公共団体等がプライバシーの保護等の取組について宣言し、国民の信頼を得ることを目的としているものです。

具体的には、マイナンバーを取り扱う事務、システムの概要、リスク対策、開示請求先等の項目について、個人情報保護委員会が定める指針等に基づき評価し、その結果を記載した評価書を公表することとされています。

2 ページ目 特定個人情報保護評価の実施主体を御覧ください。

列挙されている実施主体のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられることとなります。

特定個人情報保護評価は、事後的な対応ではなく、積極的に事前に対応を行うものとされ、特定個人情報を保有する前に実施しなければならないため、小平市におきましては、マイナンバー制度が導入された平成26年度に市民課、その後、利用範囲の拡大に伴い平成27年度にその他のマイナンバー利用課が特定個人情報保護評価書を作成し、市ホームページや市政資料コーナーで公表するとともに、個人情報保護委員会へ提出しております。

3 ページ目 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務を御覧ください。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務であっても、アからキまでに記載されている事務については保護評価の実施が義務付けられないこととなります。ウについては、この後説明いたします「しきい値判断」に関連する項目となります。

5 ページ目 特定個人情報保護評価の実施手続を御覧ください。

特定個人情報保護評価書は、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」、「全項目評価書」の3つの種類があり、どの評価書を作成するかは、評価を行う事務ごとに行う「しきい値判断」に基づいて決められます。

しきい値判断は、「対象人数」、「当該特定個人情報保護ファイルの取扱者数」、「評価実施事務機関における特定個人情報に関する重大事件の発生の有無」という項目があり、その項目値に基づいて、作成する評価書が分けられます。

しきい値判断の見方ですが、例えば「住民基本台帳に関する事務」を例にとりますと、中央にあります、「対象人数は何人か」という項目では、市の人口が、約19万7,000人ですので、左下の「10万人以上30万人未満」となります。次に2つ目の項目として「特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か」、住民基本台帳システムにアクセスできる権限者数ですが、市の取扱者数は約400人ですので、「いいえ」の矢印に進み、3つ目の項目「過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故を発生させたか」では、「いいえ」ですので、基礎項目評価書と重点項目評価書とを作成することとなります。

7ページ目から9ページ目までについて、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」、「全項目評価書」の記載事項や保護評価実施のフローが記載されております。また、資料10、資料11としまして基礎項目評価書、重点項目評価書の様式を添付しております。この場での詳細な説明は割愛いたしますが、後ほど御確認ください。

次に、資料9「特定個人情報保護評価書一覧」を御覧ください。現在小平市で作成、公表している評価書の一覧でございます。また、資料名は令和7年度特定個人情報保護評価書一覧となっておりますが、記載されている内容は令和6年度における内容ですので、御了承ください。

1行目が住民基本台帳に関する事務、2行目以降が番号利用法で認められている事務、網掛けになっている部分が小平市の独自利用事務でございます。

これらの事務について「しきい値判断」を行った結果、令和6年度は対象人数が1,000人未満のため「評価の実施義務なし」の事務が37件、「基礎項目評価」が35件、「重点項目評価」が5件となっております。

この評価ごとの件数につきましては、令和5年度と比較して「評価の実施義務なし」が、給付金事業等が追加されたことにより5件増えております。また、基礎項目評価書を作成し、公表した件数について2件増えております。具体的には「住民税非課税世帯を対象とした給付金（3万円）に関する事務」及び「妊婦のための支援給付事務」について新たに基礎項目評価書を作成し、公表しております。

昨年度ですが、基礎項目評価書や重点項目評価書についてどういったものか分かりにくいという御意見をいただきました。資料10、11としまして、基礎項目評価書及び重点項目評価書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

令和7年度につきましても、年に一度の評価書の見直しを実施致します。9月末頃の公表を目標に現在作業を進めております。

今後も市民の皆様の信頼にお応えできるよう、特定個人情報の取扱いには万全を期して参りますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

会長 報告は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。なければ、私の方からよろしいですか。

1つは、資料9の数値と資料7の数値の違いの理由は、何かあるのでしょうか。

それと、対象人数を1,000人として、それ以上と未満で大きく扱いが違いますが、情報漏えいがあった際のペナルティはあるのでしょうか。リスクがあるにも関わらず、1,000人未満の扱いが甘いのではないのでしょうか。そもそも1,000人の根拠は何ですか。

事務局 資料7と資料9の数値の違いにつきましては、資料7の集計は保有個人情報の取扱事務ですので、単位が事務単位でございます。資料9は保護評価書の単位でカウントしておりますので、1つの評価書でも複数の事務が対象となっている可能性がございます。それで数値の違いが出てきているものと思われま。

情報政策課 2点目の1,000人の根拠ですが、会長がおっしゃるとおり、我々もはっきりしないところがございます。ペナルティという部分は、漏えいをしてしまったときに、1,000人未満だったとしても、漏えいをした事実は同じと捉えておりますので、住民説明でしたり、事務処理を進めていく内容については、保護評価書を出しているのに関わらず、同じような取扱いになろうかと思えます。1,000人未満か以上かで評価書を作る判断が分かりますが、我々が特定個人情報を取り扱っていく内容に関しましては、基本的には同じだと考えております。評価書を作成し、公表していく違いがあるだけだと捉えています。

ペナルティがあるかといえば、重大事故という認定を受ければ、市全体として、全項目評価でのリスク管理を義務付けられることに次年度以降なりますので、1つの重大事故を起こせば、全体に波及します。その中で、評価書を作る作らないということは、あまり関係ないと考えております。

会長 例えば事故が起こって、国は地方交付税を少なくするとか、財政的なペナルティが特にこれと連動はしてないのでしょうか。交付税をもらってないから、聞かないとか、他にペナルティがあるのでしょうか。

情報政策課 会長がおっしゃるような、財政的なペナルティは特段聞いたことがございませんので、ないかとは思いますが。基本的には、情報資産の管理をしていくに当たってのペナルティとして、更なる体制の見直しや取扱いの確認等、そういった面での取扱いは変わってくると思えます。

会長 評価書に自己申告のような形で、重大事故があったか記載する欄があります

が、虚偽の申告や誤った申告があった場合は、ノーチェックになるのでしょうか。

情報政策課 情報漏えいの事故があった場合には、個人情報保護委員会に届出をする義務がございますので、個人情報の漏えいに関しましては、件数に関わらず出てくると思います。

会長 分かりました。ありがとうございます。

他に何かありませんか。

ないようでしたら、この件は、これで終了とします。ありがとうございました。

(5) その他

会長 本日の議題は、以上で全て終了しました。最後に、その他として、事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。